

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年5月26日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

魚 監 第 13 号  
令和5年5月26日

魚 沼 市 長 内 田 幹 夫 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

令和5年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の対象

議会事務局及び農業委員会における令和4年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

令和5年4月13日から令和5年5月26日

3 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施した。

4 監査の方法

議会事務局及び農業委員会における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていると認めた。